

女性活躍促進法に基づく行動計画

女性社員が職場で能力を発揮し、活躍できる社会の実現に貢献するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2019年6月10日から2026年3月31日まで

2. 数値目標

女性の平均勤続年数10年以上を目指す。(2019年6月10日現在：9.3年)

2. 取組内容

目標1：女性社員の就業継続のため、また、家庭の事情等でフルタイムの勤務が難しくても正社員として働きたい求職者や、子育てが一段落した女性の再雇用や中途採用の促進を図るため、育児・介護等による休暇・休業等に関する規程を拡充し、多様な働き方を許容できる体制を整える。

【取組内容】

- 2019年 6月～ 短時間正社員制度を導入し、正規雇用で1日最大4時間までの短時間勤務や、週4日勤務、所定外労働の制限等の就業制限の適用が可能になるよう「育児・介護等による休暇・休業等に関する規程」を改訂し、全社員へ周知。
運用開始
- 2019年 7月～ 社会保険の加入要件拡大のため、従業員代表への意見聴取
【現在、運用中】

目標2：育児休業や介護休業等を取得する社員がスムーズに休業を取得し、復帰できるように、復帰支援プランを作成しフォローする。

【取組内容】

- 2019年 6月～ 休業取得および復帰支援制度の運用に関する規程を制定し、全社員へ周知
- 2019年 6月～ 運用開始
- 2019年 8月～ 1名復帰支援プランに基づき休業を取得予定
【現在、運用中】

以上